

パソコンの講習費用

Q : 当社では、IT研修の一環として、このたび社員をパソコン講習会に参加させました。費用は会社負担ですが、源泉徴収は必要ですか。

A : 従業員の職務に直接必要な技術を習得するための実費負担額については、給与所得にはなりませんので、源泉徴収の必要はありません。

【解説】

会社が、従業員に対して奨学金を支給したり、学費を負担して通学させたりすることにより、従業員が受ける経済的利益については、原則、給与として取り扱われます。

ただし、会社が自己の業務遂行上の必要に基づき、従業員としての職務に直接必要な技術もしくは知識を習得させ、又は免許もしくは資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用に充てるものとして支給される金品については、これらの費用として適正なものに限り課税されないこととされています。

したがって、会社の負担したパソコン等講習費用が次のいずれにも該当するものであるときは、非課税となりますので、源泉徴収する必要はありません。

- ① その技術を習得することが会社の業務遂行上必要であること
- ② その技術がその従業員の職務に直接必要なものであること
- ③ その金額がその技術を習得するための費用として適正なものであること

